

議 事 日 程 (平成28年12月15日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第45号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第47号 安八町教育振興基金条例制定について
- 日程第10 議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第52号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第53号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議第54号
意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 西松幸子 2番 碓井昭夫 3番 西松 巖
4番 安井 忠 5番 小川文雄 6番 大平文雄
7番 岩田讓治 8番 古澤榮一 9番 山中美恵子
10番 渡邊明博

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	教 育 長	渡 邊 均
参 事	岡 田 武 史	建 設 調 整 監	吉 村 英 市
産業振興課長	西 松 博 美	建 設 課 長 兼 S I C 建 設 推 進 室 長	岡 田 立
総務課長	坂 優	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
生涯学習課長兼 総合体育館長	安 井 孝 行	税 務 課 長	堀 芳 弘
学校教育課長兼 給食センター所長	河 合 一	会 計 管 理 者	渡 邊 毅
福祉調整監	堀 隆 志	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福祉課長	坂 和 由		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山 田 靖	書 記	石 田 千 夏
書 記	馬 淵 佑 司		

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆様、改めましておはようございます。

もう師走も残すところ少なくなってまいりましたが、きょうは議会の最終日ということでございます。何かとお忙しい中、皆さん御苦労さんでございます。

それでは、これから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 小川文雄君、6番 大平文雄君に指名をいたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

初めに、6番 大平文雄君。

6 番 おはようございます。

きょうは、私を含めて5人の同僚議員が質問させていただきます。

私のほうからは、まず第1に、安八町職員の給与水準の見直しの提案についてということで、これは町長にいろいろとお聞きしたいと思っております。

それでは質問の要旨でございますが、平成28年8月人事院より給与勧告が行われ、平成28年10月14日閣議で、さらに11月16日国会を通過しました。3年連続で国家公務員の給与が引き上げられることが決定されたわけでございます。

平成28年度は、民間の水準を参考にして、初任給を1,500円、給与を708円引き上げることが決定されました。

この決定に基づき、都道府県・指定都市・特別区等においては、人事院勧

告の内容及び当該団体の民間賃金等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、具体的な給与改正の方針を決定いたします。

人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取り扱いや都道府県の勧告を受け、具体的な給与改定方針が決定されます。安八町もこの方式に該当するわけでございます。

さて、安八町一般職員の給与は、国家公務員との比較はもとより、全国市町村の順位においても極めて低い水準にあります。

地方自治体の給与水準の目安としては、御案内のとおり、ラスパイレス指数があります。以下、ラス指数というふうに呼ばさせていただきます。このラス指数は、国家公務員の行政職の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与水準であります。

ラス指数の算出方法は、職員構成を学歴別・経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定し算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額を国の実俸給総額で除して、いわゆる割り算して得る加重平均でございます。

そこで安八町のラス指数は、全国約1,800市町村の中でワースト32位で、下から数えて32番目ということですが、財政破綻した夕張市と同水準であり、県内市町村においては最下位の42位であり、ラス指数は88.4となっています。

ちなみに、お隣の輪之内町のラス指数は94.1であり、県下で23位の位置にあります。

参考までに、県下市町村の加重平均値は93.0となっています。これは平成27年度の実績でございます。

安八町一般職の給与は、なぜこのような状況にあるのか。一般職の初任給は国家公務員と同じであるにもかかわらず、経験年数とともに格差が拡大しているのが現実です。すなわち、安八町の給与体系は職位級と号俸があり、昇給しても号俸への、いわゆる俗に言う「わたり」の段階で低く抑制されているのが主な要因と思われま。

次からは少しわかりにくいですが、すなわち安八町は昇給基準が厳しく、1級、2級の職務の級が低い級で長年にわたり滞留することが主な要因と思われま。各級において高い号俸になるほど昇給額が少なくなります。

1級で高い号俸になることで、2級に昇格しても2級の低い号俸になるため、昇給額が少なくなっています。この悪循環がラス指数を低くするものと考えております。

このような状況下では、職員のモチベーションの高揚に支障を来すおそれがあり、意欲と高い業績寄与に貢献した者には厚く処遇すべきと考えております。

また、現状の給与水準では、今後、有能な人材の採用は困難と思われま

す。以上を勘案して、県下最下位の職員給与の改善を町長に提案するものであります。

また、ラス指数算出の対象外となっている税務・保健師・保育士・企業職・社教主事等についても、有能な人材については一般職と同様な厚遇を希望します。

例えば、単純に職員1人に対して仮に一律1万円の昇給をするならば、現状のラス指数88.4が91.2程度に上昇するものと思われま

す。もっとも年齢層に関係なく一律1万円の昇給は妥当でなく、ラス指数の低い子育て世代の中心である30歳から45歳の年齢層に重点配分すべきものと考えております。

平均1万円程度の給与アップを図るならば、昇給に伴う財源は2,500万円程度が必要となります。

その財源としては、1番としまして、毎年、時間外手当額が2,400万程度であり、国のほうで話題になっております働き方改革によって半減することも十分可能であります。2番目といたしまして、町職員数の年度ごとシミュレーションから算定すれば、職員の定年退職、新規採用、例えば30年度より毎年2名を想定しておりますが、29年度は採用ゼロということでございます。その新規採用を勘案すれば、平成33年4月には、私の試算では148名となり、十分財源確保は可能であります。

平成28年9月定例議会において、安井忠議員の質問にもありましたが、職員削減、公債費、財政改革等とは矛盾してこないものと思われま

す。すなわち、職員数は平成36年度には145名に近づき、公債費は平成23年度の15.1%から平成27年度には12.7%に毎年徐々に低下しております。ちなみに夕張市は76.3%と、とんでもない高い数字でございます。また、経常収支

比率も平成26年度87.8%、平成27年度82.0%と改善してきております。夕張市は120.7%です。

当然のことながら、現状の職員の働き方を前提とするものではありません。すなわち、地方公務員にも新たな課題や難しい課題に果敢に挑戦していく高い意欲が求められます。

そのワークスタイルの変革の推進方法は、1といたしまして、人事評価制度の能力開発支援、2といたしまして、改革の定石に学ぶということで、的確な現状把握と目標設定、トップレベルを巻き込んだ強力な推進体制、3番目に職員の意識改革、成果に対する適切な褒賞、以上のようなワークスタイルの改善を前提として、職員の処遇改善を提案いたします。町長の前向きな答弁を期待しております。

なお、当然ながら、今回の一般職員の給与体系の改善提案は、安八町の特別職の給与並びに議員報酬に全く連動しないということを申し添えておきます。以上でございます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、大平議員の質問につきまして回答をさせていただきます。

職員の給与水準を図るためのラスパイレス指数の状況につきましては、大平議員御指摘のとおりであります。

このような状況下では、職員のモチベーションがそがれ、意欲ある業務の推進や有能な人材確保にも支障が出かねないと、就任当時から危惧をいたしておりました。

労働に対する適正な評価は、労働の対価となる給与に反映されるべきであると考えておりましたので、担当課に改善策の起案を指示して、実施をまいりました。

その結果はなかなかラスパイレス指数に出てきませんでした。最新の平成28年のラスパイレス指数では89.8となり、改善の兆しが見えてきたところであります。今後においてもさらなる改善が必要と考えております。

職員の給与水準がこれまで下がった主な原因につきましては、大平議員指摘のとおりであります。長年にわたり職員給与の昇給、昇格において抑制された運用が積み重ねられた結果が現在の状況に陥らせたものであると考えております。

今後においては、適正な給与水準を県下の平均値を中期的目標に見定めながら進めていきたいと考えております。

当然ながら、進めるに当たっては財源が伴います。試算されたものを参考とするならば、ラス指数91.2とする場合、1人当たり平均1万円が必要となり、財源といたしましても約2,500万円が必要となります。さらには、ラス指数94とする場合、1人当たり平均2万円が必要となり、財源として約5,000万円が必要となります。必要となる財源につきましては、当然ながら、町の財政力指数が悪化することがないことを前提に、計画的に行ってまいります。

また、議員が申されたように、働き方改革による時間外手当の削減など、現状の働き方を前提にするのではなく、新たな課題や難しい課題に果敢に挑戦していく意欲を求めることが不可欠であり、職員の意識改革が重要であると考えます。

さらには、人員の削減も計画的に実施していきます。人員の削減に伴い、人件費の圧縮が図られ、給与水準改善の財源となるものと考えております。

行政ニーズが複雑高度化、多様化し、その変化のスピードもさらに速くなっていくと言われております。その中で、町民の期待に応え、真に住民本位の良質で効果的な行政サービスを提供し続けていくために、その担い手である職員のあり方、育て方にも変革が求められていると考えます。

こうした状況に対処するためには、これまでのような人事管理ではなくて、職員個々の能力や実績などを的確に把握し、適材適所の人事配置、メリハリのある給与の処遇を実現することが必要と考えます。そのことが職員一人一人のモチベーションを上げ、業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進が図られ、ひいては住民サービスの向上につながっていくよう進めてまいりたいと考えております。

以上、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございました。

前向きな御答弁で、本当に心強く思っておる次第でございます。

そもそもこの給与云々という話は、従来から長年にわたって非常に聖域、

いわゆるこういうことを質問することはタブー化されておったような気がします。その中で、私も度胸と勇気を持って、今回、提案並びに町長の方針をお聞きしたわけでございます。

たまたま、これは12月11日から3回にわたって、日本経済新聞で「働く力、成長の原資を生かす」というタイトルで連載されました。二、三行ですけれども、これは民間中心で考えておりますからちょっと違いますが、「人件費は少しでも少ないほうがいい。賢い企業はそんな常識と一線を画し、働き手の意欲を引き出すために、お金をうまく使う。その決断が成長できる企業か否かを定める。人件費は企業の成長の原資である」と、こういうふうに書いてございます。そういうことで、長年にわたってこういうふうな現状の給与体系になったことについて質問したわけでございます。

特に、従来は住民サービスというものを職員に求めてきておるわけですが、例えば安八温泉、あるいは隣のハートピア安八、こういうようなところで、いわゆる福祉施設、文化施設ということで、非常に住民サービスが行われてきました。この契機を境に、それとともにやはり職員の住民サービス、この中に付加価値をつけて、サービス向上を一層強めてもらう、これが今後に残された課題であると思います。そんなことで、今の積極的な答弁について心から心強く思っておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、ただラスパイレス指数の算定の基礎となったのは一般職、安八町、160名ぐらいおりますが、約半分の80名が対象でラス指数を算定したものでございます。例えば、税務とか保育士、保健師、この辺のところも対象から外して計算しておるわけですが、給与体系はそんなに変わっておりません。だから、同じような処遇をお願いしておきます。

最後になりますが、こういうことを言うと、例えば安八町の特別職、あるいは議員報酬に影響を与えるんじゃないかという、そういう懸念もございしますが、そういうことは全く考えておりません。特別職は、あるいは議員報酬も絶対にこのような職員の給与改善に連動しないということを私個人としては思っております。その辺のところをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。御答弁は要りません。ありがとうございました。
議長 続きまして、7番 岩田讓治君。

7 番 おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は幼児の子育て支援制度の拡充と充実と題いたしまして質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

安八町の全ての保育園には、広い園庭に木々や小川が整備され、子供たちの成長に欠かせない遊びの空間が確保されております。遊びから生まれる友達との協同性、心身の健康、言葉による伝え合い、思考力の芽生え、あるいは自立心、自然とのかかわりから生まれる豊かな感性など、幼児期は学力以前の生きる力が育まれる、とても大切な時期だと考えております。

そんな中、国は昨年4月から子ども・子育て支援制度をスタートさせました。そして、安八町はこの支援事業計画をつくり、進めなければなりません。この制度には、質と量の両面から子育て支援を見なければならぬことになっております。

量とは、子供の年齢や親の就労に関係なく、全ての子供が対象になる支援でございます。いま一つ、待機児童ゼロ支援、この2つがございます。

質とは、保育士の増員と保育士の待遇改善。もう一つは、認定こども園への移行でございます。

現在、安八町には保育園しかありません。幼稚園はありません。この認定こども園は、簡単に言えば、保育園と幼稚園をくっつけたようなものでございます。預かり保育をしながら、小学校へスムーズに入学できるように勉強や落ちつきを身につけさせる教育的な部分加わり、運営されるものでございます。

この認定こども園には、幼保連携型認定こども園と、保育所型認定こども園の2種類がありますが、保護者へのアンケート等を行った結果、安八町は保育所型認定こども園を選択されました。これはどんな園なのでしょうか。今とどう違うのでしょうか。子供あるいは保護者にとってのメリット・デメリットは何でしょうか。デメリットになるものがあるとするれば、どのように対応されるのでしょうか。

一方、このアンケート結果では、30%の保護者は、幼保連携型認定こども園の特徴である、勉強や落ちつきも重要だと考えておられます。この点についての対応も大切だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

先ほど申し上げました保育士の増員についてですが、従来は3歳児と保育士の割合が20人に対し1人だったのが、これからは15人に対し1人に見直されます。より充実した保育が求められております。この点についてはどのように進められる予定でしょうか。あわせて、保育士の待遇改善についてもお考えをお聞かせください。

近年、幼児期の豊かな育ちが生涯の学びの基礎となるという重要な見地が多く知られるようになり、人生の根っこを育む幼児期教育の保育には注目が集まっております。教育界だけではなく、社会からの高い期待に応えるため、新たなガイドラインが必要となります。

子供たち、保護者の立場から、また町の将来の人づくり等を十分考慮し、町独自の道を探り、具体的な行動が求められております。担当課長の御答弁をお願いいたします。以上でございます。

議長 福祉調整監 堀隆志君。

福祉調整監 岩田議員の幼児の子育て支援制度の拡充と充実をの御質問について、お答えさせていただきます。

当町では、子育て環境の整備は、第5次総合計画にも掲載しているとおり、町の重点施策として推進しております。

まず、子育て環境の整備としては、まず保育園が上げられます。しかし、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化、保護者ニーズの多様化など、さまざまな問題が生じています。

保護者の認定こども園への移行アンケートでは、現状の安八町の保育には8割の方が満足と高い支持を得られております。このことから、当町では、現在の保育指針をベースにして、教育的要素もミックスした保育所型認定こども園として、保育園の統合とあわせ、近い将来移行し、子育て環境の拡充と充実を推進していきます。

安八町が目指す保育所型認定こども園とは、保育所として認可を受けた施設で保育が必要な子供以外の子供も受け入れ、幼稚園的な機能を備え、同じ施設内において保育と教育を一体的に実施する施設です。

現在実施していることとの違いは、午前中を教育の時間として、年少児から年長児まで質の高い教育的要素を取り入れていくことです。具体的には、字の読み書きや英語教育の3歳児クラスからの導入、縄跳びなどの運動の取

り入れを考えております。

この制度のメリット・デメリットですが、まずメリットとして、保護者の中には幼児期の学校教育への一定のニーズがあり、今回の認定こども園化でそのニーズに応えていくことができること、また他市町の幼稚園へ通園する子供を親の就労状況に関係なく当町で受け入れることができることです。デメリットとしては、教育を希望する園児は午後1時半までの受け入れになりまして、その後、降園していただくことになることです。このデメリットへの対応ですが、午後1時半以降に降園して、用事等で家庭で見ることができない人は、有料にはなりますが、午後4時までの一時保育によって園でお預かりいたします。

続いて、保育士の増員の件についてですが、私立のこども園が増員すれば、国の補助金をふやすという国の制度によるものでございます。よって、当町では該当いたしませんので、よろしくお願いたします。

また、待遇改善については、パート保育士の時間給は、近隣市町に比べ若干低い時間給であるため、改定を視野に考えていきたいと思っております。この待遇改善によって保育士不足を解消し、より質の高い保育を目指してまいります。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

7番 どうもありがとうございました。

3つほど再質問をさせていただきます。

1つは、こども園に認定をするということが決まったわけですが、いつから認定こども園にするのかということですね、それが第1点です。

2点目は、保育士の方の増員の関係でございますけれども、私立は国の補助金が出るから15人に1人の先生だよと、町立はそのまま20人に1人だよということを今答弁として聞いたわけでございますけれども、このあたりがちよっと納得できない。どうして公立だと20人に1人なののでしょうか。このあたりの改善策があれば教えていただきたい。

もう1点は、認定こども園の中で、午前中は教育の場だよ。それで、1時か1時半に帰っちゃうよと。必要に応じたら、その後、保育もしましよと

いうことで、いいんですけれども、例えば卒園の練習をするとか運動会の練習をすると、みんなでするときに、幼稚園の子はもう帰っちゃっていないよと、ほかの保育園の子は残っていて練習をすると、こういう時間的なギャップが生じてしまうわけですね。これからの課題でしょうけれども、具体的にどんなような形でそれを調整されるのでしょうか。

極めて細かな質問ですけれども、わかる範囲で御答弁いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長 堀隆志君。

福祉調整監 ただいまの岩田議員の質問についてお答えさせていただきます。

今後の認定こども園の移行スケジュールですが、町といたしまして、31年度から移行できるように進めていきたいと考えております。

続いて、保育士の増員の件でございますが、保育園の統合を進める中で、各園の保育士を整理いたしまして、保育の質の向上のため、前向きに考えていく所存でございます。

あと、幼稚園の子が1時半に帰り、その後の残っている保育園の子との上手なすみ分けですが、ちょっと私も現場のことをまだまだ勉強不足で、そこから辺は園長のほうとよく協議して、うまくできる方法を探りながら、これから進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 ありがとうございます。

極めて運営に近いようなお話までお聞きいたしまして大変恐縮でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

こども園に移行になりますと、子供たちのためにも、保護者のためにも、いろんなメリット・デメリットが出てくるかと思いますが、ぜひとも子供中心、あるいは保護者の方の立場に立って、適切な理解をしながら進めていただきたい。あくまで町の立場じゃなしに、子供たちを中心に考えていただきたい、そんなことを思ってお願いをいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続きまして、1番 西松幸子さん。

1 番 通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、新年度予算は住民の福祉と暮らしを守る基本姿勢についてお伺いいたします。

地方経済の低迷による税収の落ち込みが予想されるなど、地方財政が厳しさを増す中で、今、国や県の動向を見ながら、町としての新年度予算編成が行われていると思います。

申し上げるまでもなく、どのような情勢にあっても地方自治体は安心して暮らせるまちであってほしいという住民の願いに応えるものでなければならないと考えます。

今、町は、人口減少問題など、町の将来展望の打開へ、安八町まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づいて努力が行われています。

そこで質問ですが、1. 新年度予算編成をどのような基本姿勢で臨んでおられるのでしょうか。2. 特に町の政策の力点として考えておられる事業はどのようなもののでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

2番目に、男性にも不妊治療費助成事業をについてお伺いします。

今日、少子化問題は町の存亡にかかわる最も重大な問題であり、その打開は最優先課題ではないかと私は認識しています。

若者たちが安心して働き、安心して子育てができるまちづくり、そして住環境であることが問われているのではないのでしょうか。

安八町では、1回の治療費が高額である特定不妊治療に対して、その治療にかかった費用の一部を助成する特定不妊治療費助成制度を実施しています。治療中の御夫婦にとって、精神的にも肉体的にもとてもつらいことが多いと聞いております。通算5年間助成されますが、経済的な問題も大変大きいのではないのでしょうか。

不妊治療は、女性だけの問題ではなく、男性にも原因がある場合もあり、御夫婦がともに真剣に向き合っていかなければなりません。相当な時間を費やしての治療になります。男性に対しての助成を近隣市町では既に導入しています。

こうしたことから、現在、我が町で行われている不妊治療費助成事業の拡大について、福祉課長に伺います。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、西松幸子議員の御質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず1点目の新年度予算編成に向けての基本姿勢についてでございます。

西松幸子議員からは、住民の福祉と暮らしを守る基本姿勢でとの御提言でございます。

現在進めておりますまちづくりは、第5次総合計画、これは平成27年から平成34年までの8年間の計画でございます。その中の前半、今、第1期の実施計画期間中でございます。この第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を指針として、まちづくりをしておるところでございます。いずれも平成29年度からは、この計画期間の後半に入っております。

計画の実現に向けまして、財政的には非常に厳しい状況にありますが、限られた財源の有効活用に鋭意努力しているところでございます。

本年度も補正予算を計上させていただいておりますが、年度途中で創設されました国の地方創生関連の交付金や小・中学校の施設整備などに対しましては、国の補正予算を積極的に活用しております。

平成29年度におきましても、税収の逡減など、財源的には制約を受ける中ではありますが、行財政改革との両立を図りながら、町の活性化、住みよいまちを目指し、特に安全・安心、交通の利便性に富んだ魅力的な生活環境の創造を主眼とした予算編成に取り組みたいと考えています。

行財政両面にわたり何かと課題は山積しておりますが、明確なビジョン、強い信念を持ち、行政を運営してまいりたいと考えております。

2点目の特に町の施策に力点として考えている事業についてでございます。

町の活性化につなげる事業や子育て支援など福祉施策の拡充に向けた事業を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、スマートインターチェンジ並びに周辺環境整備、福祉の面では認定こども園への移行や保育園の統合に向けた事業でございます。

スマートインターチェンジは長年の悲願でありました。形として目に見えてまいりますと、感慨もひとしおであります。現在、工事が急ピッチで進められておりますが、これをいかに活用し、町の活性化につなげるかが課題でございます。

本年度、地方創生関連の交付金を活用し、最大限の有効活用を目指し、検

討を進めております。産業や観光など、安八町の根幹にかかわることでもあります。重点施策として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

取り入れたい事業は多くありますが、財源との調整もごさいます。優先順位を明確にして、効率的、効果的な事業の推進に努めてまいります。

議員各位におかれましても、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

以上で新年度関係の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続いて、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の2つ目の男性にも不妊治療費助成事業をについての御質問にお答えいたします。

不妊治療は、必ずしも女性だけの問題ではなく、男性にも原因がある場合もあり、男性が受けた治療費に対しても助成を拡大してはどうかということでごさいます。

結婚して、子供が生まれ、家庭をつくるという夢は、ごく自然なことごさいます。そんな当たり前のことがかなわず、子供が欲しくてもなかなかできない、こうした悩みを抱えている夫婦の手助けとなっているのが不妊治療ごさいます。この不妊治療は、高額で保険適用もごさいません。

不妊治療には、3つほどの種類ごさいます。

1つ目は、一般不妊治療です。夫の精子を妻の子宮に医学的な方法で注入する、いわゆる体内での受精を助ける治療法で、人工授精と言われております。

2つ目は、特定不妊治療で、一般不妊治療では妊娠が難しい方が対象です。体外受精と顕微授精ごさいます。体外受精とは、体外で精子と卵子を受精させ、子宮に戻す方法です。また、顕微授精とは、顕微鏡を使い、精子を卵子の中に直接注入して受精させる方法ごさいます。

そして3つ目ごさいます。男性不妊治療です。これは、精子を精巣から手術をして取り出す方法ごさいます。

不妊の原因については、議員御指摘のとおり、男性にもその原因がある場合もあります。調べによりますと、男性にのみ原因がある場合は24%、男女ともに原因がある場合も24%、残りは女性のみ原因があるか、または不明ということになっております。

現在、岐阜県では、特定不妊治療費助成事業として、体外受精や顕微授精に要する費用に対して、年間所得730万円未満の夫婦に最大6回まで、1回当たり最大15万円を助成しております。

さらに、昨年度からは男性不妊治療に対しても助成を実施しており、助成金の額は、1回の治療につき15万円まででございます。この男性不妊治療に対して助成を行っている市町村は、県下で13市町村、西濃地域では3町が昨年度から実施しております。

当町の助成制度について申し上げますと、特定不妊治療については、他市町村に先行して平成19年度から助成制度を始めており、県の助成事業の上乗せとして1年10万円まで、最大5年間助成をしております。平成27年度までの9年間では、延べ71名の方が治療を受け、助成金の申請をされております。その金額としては、約652万円でございます。今年度におきましては、既に9名から申請がございます。

しかし一方、男性不妊治療費の助成については、当町ではまだ実施しておりません。

他市町村で、男性不妊治療費助成制度を活用された方の中には、妻と一緒に病院へ行って治療することで、不妊ということが夫婦2人の問題と改めて捉えることができたという声もございます。この少子化に関する諸問題は、町としてもとても重要であり、優先的に取り組むべき分野と考えております。

そこで、当町では、現在実施しております特定不妊治療に加え、男性不妊治療及び一般不妊治療費の助成について、来年度から実施してまいりたいと考えております。

男性が治療に取り組む環境を整えることで、男性への不妊治療の認識が高まり、夫婦で前向きに捉えられるよう、町としても後押しをしていきたいと考えております。

不妊治療は、身体的・精神的負担はもとより、経済的負担もとても大きいものでございます。医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に要した費用の一部を助成し、子供を産み、育てやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

1 番 前向きな答弁、ありがとうございました。

新年度予算編成ですが、限られた財源の中で、安心して暮らせるまち、魅力的な安八町に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、男性に対しての不妊治療助成事業ですが、来年度から実施していきたいという町の考えをお聞きし、とても心強く思っています。治療中の御夫婦にとって、またこれから結婚する方たちにとっても、前向きに治療に取り組む環境が整えられたことは、非常に大きな成果だと思っています。男性の不妊治療への認識が高まり、子育てがしやすいまち安八町へ若い人たちが定住を考えてくれるきっかけにもなると思っています。本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

議長 続きまして、2番 碓井昭夫君。

2 番 ただいま議長さんのほうから発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、緊急時の情報伝達について御質問をさせていただきます。

皆さん御存じのように、ことしは大変荒れた1年が過ぎようとしております。特に4月には、熊本を中心とした九州地震が発生し、夏には東北・北海道で過去に例のないような台風が発生、農産物だとか農業に大きな被害を出しました。また、秋には東北大震災の余震ということで、再び福島を中心としたところに地震が発生し、被災者の皆さんが震え上がったというような記事も出ております。

東海・東南海地震が現在叫ばれておりますけれども、じゃあ私たち安八町のまちは大丈夫なのでしょうか。

過日、私、区長会の皆様と御一緒に、熊本の地震災害の現地を視察することができました。改めてその怖さを身をもって体験させていただきました。

宇城市役所というところで、いろいろ担当者の方から御説明を聞きまされたけれども、九州というのは昔から台風だとか被害の非常に多いところで、防災活動というのは非常に行き届いた地域でございますが、今回の地震では自分たちが思い描いていた防災活動も二、三割程度しか役に立たなかったということで、ほとんどのことが想定外の事実というか、そういう中で救助活動

が行われた状態ということをお聞きしております。

特に、その中で住民との情報連絡は大変重要で、確かな情報を少しでも早くお知らせすることで住民の不安をなくすことが大切であるというふうに理解しておりますという御説明もございました。

そこでお聞きをしておきたいと思いますが、我が安八町の情報伝達は今のままで大丈夫なのでしょうか。

私たちの町には広報無線という連絡方法がございますけれども、緊急時の情報伝達や日常の伝達では非常に効果を発揮しております。

そこで、広報無線について調べてみましたら、驚くことに、設置のされていない家庭が予想以上に多くあったことにはびっくりしております。行政のほうも積極的に広報無線についての導入を指導されていると思いますが、新しくこの町に入居された方を初め、いまだ設置されていない家庭も多くあります。

また、設置がされておりますけれども、機材が非常に古くて雑音等が入り、うるさいということで電源を切ってしまう家庭も多くあるように聞いております。

備えあれば憂いなし、緊急時の情報伝達に備えて、さらに強固な指導をお願いしたくと思いますが、何か対策はお考えでしょうか。

さらには、屋外の個数についても検討してほしいと思います。特に、伊吹おろしだとか、非常に風向きが強いこの地域でございます。外で作業をしておりますと、聞き取れないようなこともしばしばございます。個数だとか設置場所も含めて検討していただきたいと思いますが、具体的に検討がされていけば、お聞かせを願いたいと思います。

忘れもしません、安八水害から40年が経過をしております。災害は忘れたころにやってくると言いますけれども、いま一度安八水害の悲惨な状況を思い起こして、さらなる防災活動に積極的に取り組んでいただきたいをお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 碓井議員の御質問につきまして回答をさせていただきます。

安八町にとりまして忘れ得ぬ大災害でございました昭和51年の9・12災害から、ことしで40年となり、9・12災害に伴いますシンポジウムやハートピ

ア安八では企画展を開催するなど、いずれも多くの方々に御参加をいただいたところでございます。

また、昨年の9月の関東・東北豪雨におけます鬼怒川の決壊は、被害状況をテレビで見た際には9・12災害時の記憶が鮮明によみがえり、いたたまれない気持ちになったことは記憶に新しいところかと思えます。

さらには、議員が申されたとおり、本年においても全国各地で自然災害に関しますニュースが流れるたび、我が安八町は大丈夫かと心配するところでございます。

災害時の情報伝達におきまして、最も重要な役割を果たしておりますのが防災行政無線でございます。防災行政無線は、昭和63年に導入してから28年が経過しております。当時は、昭和51年の9・12災害を教訓といたしまして、災害に関する情報を直接各家庭に届けたいと、そういった思いから、当時では画期的な設備が導入されました。

その後、平成23年には、Jアラート（全国瞬時警報システム）との接続を行うため、防災行政無線の情報を発信いたします操作卓の更新を行いました。各家庭に備えられております戸別受信機や小・中学校に設置しています屋外拡声器については更新を行っておりません。

経年劣化によりまして、戸別受信機の受診が不安定な状態となり、雑音が発生するなどの問い合わせがふえてきております。その場合には、役場へ持参いただきまして、機器の調整を行いまして改善する場合がございますので、申し出ていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、戸別受信機の現在の設置台数は3,427台です。普及率は、広報の配付世帯数から計算しました場合には、75.3%となっております。

設置されていない世帯の多くは、アパートに住まわれている世帯や昭和63年以降に転入された世帯で、市街化区域に新しく住まわれた世帯が多い傾向にございます。これまで転入の受付時や広報紙などで戸別受信機の設置のPRを行ってはいますが、効果が上がっていないのが現状でございます。画一的にPRするだけでなく、ポイントを絞ったPR方法を考え、設置を促してまいります。

屋外拡声器の増設につきましては、現行の屋外拡声器、1基当たり約300万円の費用が必要となります。財政的負担が大きいとして、これまで屋外拡

声器の増設は行われてきておりません。

災害時、自分の身を守っていただくには、情報をいち早く得ることが最も重要となります。防災行政無線のほか、現在あります災害時の町からの情報伝達手段といたしましては、サイレン、緊急速報メールの配信サービスのエリアメールや登録制メール、そしてテレビからの情報等がございます。

今できることとしましては、防災行政無線を核といたしまして、サイレン、緊急速報メール配信サービス及びテレビ等をリンクさせながら、災害時の情報を提供してまいります。

加えて、町民の方々には、災害情報がどのような方法で得ることができるのかを広くPRし、備えていただけるよう努めてまいります。

今後におきましては、屋外拡声器の増設を含みまして、災害時の情報伝達手段の拡充につきまして調査し、比較検討してまいりまして、安全・安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、碓井議員の質問に対します回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

2番 どうもありがとうございました。

東海・東南海地震がもう来ても何ら不思議でないという、来ないのがおかしいくらいなところまでもう来ていると思います。そういう中で、今、課長のほうから御回答いただきましたけど、まだまだ100%は行っていないということで、その辺の情報伝達が非常に不安がございます。一日も早い普及率が望まれると思いますから、よろしく今後も御指導をお願いしたいと思います。

聞くとところによりますと、こういう地震だとかいう異常事態のときには、デマや中傷が非常に飛んで、なかなか本音の部分の情報が伝わってこないということも聞いております。一番頼りになるのはやっぱり行政のほうのそういう情報伝達ではないかなというように思います。そんな中で、こういう情報が一日も早く的確に住民に知らせていけるような、そういうまちづくりに精進いただきたいというふうに思います。ありがとうございました。質問を終わります。

議長 まだ質問が残っておりますけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。15分に再開をいたしますので、お集まりください。お願ひします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、私からは安八町特別職職員の報酬に関する件についてお尋ねをいたします。

私、この職にあずかる前は、四十数年間、地方公務員という立場で奉職をさせていただきました。この時期になると心がわくわく、うきうきしたものでございます。何を隠そうボーナスがいただけると。年によってはベースアップもあって、4月にさかのぼっていただけると。好きだなあ12月はという思いでいっぱいございました。今となつては古い昔の話でございますけれども、現職の皆さんは、今、懐がほこほこというところではないかと思ひます。

前置きはさておき、私の質問、実は今までに質問された、特に大平議員の質問でございますが、何のすり合わせもしてございませぬので、重複する部分が多分にあると思ひますが、改めて私の思ひを語らせていただきまして、町長さん初め、執行部の皆さんのお考えをお聞かせていただきたいということでございます。

28年度の人事院勧告、これに基づきまして、町職員の給料表及び勤勉手当等の支給率を改正するという案が本会議に上程されております。

また、あわせて町の常勤の特別職職員の期末手当、これはわかりやすく言ひますと町長さんとか教育長さんでございます。それと、私どもの議員報酬の期末手当と、この支給率を改正するという案もあわせて上程をされました。改正の内容につきましては、人事院勧告の内容を参考にするということでございます。

私の知見といたしましては、人事院勧告はあくまでも国家公務員を対象とするものであって、地方自治体としては、それぞれの財政事情によって判断をするということとされているという認識でございます。

その中で、安八町の一般職員の給与につきましては、上程案に反対する明

確な根拠は私は見当たりません。賛成ということでございます。

そもそもラスパイレス指数を見てもわかりますように、安八町の一般職員の給与水準は、県下では最低でございます。冒頭、大平議員からの御指摘のとおりでございます。人事院勧告を参考にして忠実に実施されることにつきましては、幾ら今町財政が厳しいという時期にあっても、私は職員のモチベーションを高めて業務の効率を上げる、そういった意味で、ほんのわずかではございますが、適切な措置であると思います。

しかしながら、若干欲を言わせていただけるのであれば、ラスパイレス指数を改善するためにも、また国家公務員との大きな格差を是正するためにも、一般職員の給与について、もっともっと前向きで考えていただきたかったと思います。人事院勧告の給料表を超えてまで改正は難しいと思いますけれども、例えば特別昇給やら昇任・昇格の柔軟な対応、あるいは昇格時の上級に移行する場合の号級の取り扱いの配慮、そういったもの、これは町長さんの権限でできる対応でございます。今後のことも含めて、そういった対応につきまして、町長さんの御所見を改めてお伺いいたします。

大平議員さんの御答弁、重複をしていますが構いませんので、私の質問として、御丁寧にお答えをいただきたいということでございます。

次に、常勤の特別職職員や私ども議会議員の期末手当の改正についてでございます。

この点につきましては、必ずしも人事院勧告を参考にされる必要はないのではないかとということでございます。そもそも議員報酬や特別職職員の給料につきましては、安八町特別職報酬審議会という条例がございます。この条例にお諮りをいただいて、その答申によって御判断をいただくというルールになっております。

ただ、期末手当につきましては、この条例の所掌事項には含まれておりませんので、必ずしも審議会に諮る必要はないということでございますが、少なくとも手当の額といいますのは報酬額そのものに連動することでございます。報酬額の妥当性について確認した上で、手当の改正を検討すべきではないのでしょうか。

町単独で審議をする組織がないと、手当に関することに審議をする組織がなく、その取り扱いを国の指導に委ねねばならないということは、一般職員

の給料表を見直し、あるいはまた連動して手当の支給率を見直すということ、報酬審議会という組織があって、そこにお諮りをして、もと額の報酬額を判断していただいて、その上で手当を見直すということとは意味合いが全く違うと私は思います。

こういった手当を考えるとかいった時期にこそ、特別職職員の報酬や給料を審議会に諮って、そのもと額の妥当性を確認した上で御判断をいただくというのが筋ではないかというふうに思います。

今回の案件については、当然、報酬審議会に諮られてはいないと思いますが、1点として、しからば同審議会を開催するか否かの判断基準はどのようになっているのでしょうか。言いかえれば、どんなときにこの審議会が開かれるのでしょうかということでございます。

また、今回の上程案は、人事院勧告の状況に鑑みという、その一言のみで判断をされたということでございますが、2つ目として、その妥当性についてはどのように判断されたのかということでございます。こういったときこそ報酬の額の妥当性や手当の引き上げの必要性について審議会にお諮りをいただいて、第三者の目で確認をしていただいた上で判断をしていただくのが必要ではなかったかと思えます。

こういった事案は必ず今時分起きます。その場合において、やはり今回と同じように審議会にお諮りをいただくことなく、人事委員会の状況に鑑みという理由だけで措置をされるのでしょうか。

この2点につきまして、執行部のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いをいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、小川文雄議員の質問に対する回答をさせていただきます。

財政状況が非常に厳しい中で、行政職員を束ねる立場といたしまして、なかなか職員給与のことにつきましては踏み込みづらい分野でございますが、今回、偶然にもお2人の議員から背中を押していただくような質問をいただきました。ありがたく思っております。

まず1点目の質問に対してお答えをさせていただきます。

一般職員の給与につきましては、大平文雄議員の御質問に対する答弁と同様の内容がありますので、その部分が多くありますが、よろしくお願いを

したいと思います。

まず初めに、人事院勧告に伴う給与などの改正につきましては、国に準じた改正が完全実施されております。したがって、ラスパイレス指数に対する影響はなかったものと考えております。一般職のラスパイレス指数が県下最低の水準となった要因は、長年にわたる職員給与の昇給、昇格において抑制された運用が積み重ねられた結果と考えております。

このような状況下では、職員のモチベーションがそがれ、意欲ある業務の推進や有能な人材確保にも支障が出かねないと、就任当初から危惧をいたしまして、担当課に改善策の起案を指示し、実施してまいったところでございます。

今後におきましても、町の財政力が悪化することがないことを前提にしながら、一般職員給与の水準を県下の平均値を中期的目標に見定めながら進めていきたいと考えております。

以上、小川議員1点目に対する回答とさせていただきます。

2点目につきましては、岡田参事から回答させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 参事 岡田武史君。

参事 2点目、常勤の特別職及び議会議員の期末手当の改正は、特別職報酬等審議会に諮るべきとの御意見でございます。

町の条例では、議員報酬の額、並びに町長、副町長及び教育長の給料の額については、特別職報酬等審議会の意見を聞くものとされております。この部分の解釈としましては、議員報酬の額並びに特別職の給与の額については審議会への諮問を要しますが、期末手当については規定がされておられません。議員御指摘のとおりであると思っております。

期末手当の支給率を含む算定式については、審議会の諮問を経ずに、一般職の期末手当と勤勉手当の率を合計した支給率、もしくは国の特別職の支給率に準じて年度ごとに条例を改正する自治体が大多数でございます。期末手当の算定式について審議会に諮っている自治体も少なからずあるようですが、それらは人事委員会を置いております県や市でございます。

人事委員会を置いております自治体では、人事委員会が独自で民間給与との格差の根拠資料を作成し、勧告を行います。審議会では、それらを吟味し、

期末手当の算定式を含む議会議員の報酬や特別職の給与について答申しております。

町村など、人事委員会を置かないところは、独自の根拠資料を整えておりません。そのため、期末手当の算定式については、国が根拠とするものに従うことが最善であるとして、国の人事院勧告の状況を鑑み、提案をさせていただいております。

今後とも同様の扱いとさせていただきたいと思っております。どうか御理解を賜りますように、よろしくお願いいたします。

審議会の開催につきましては、町長の判断により諮問が行われることとなっております。今後は、定期的開催し、職員給与の動向を参考にさせていただきながら、議会議員の報酬及び特別職の給料の額について確認し、判断をさせていただきたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいまは、町長さん初め、参事さんに御答弁いただきまして、ありがとうございました。

町長さんに御答弁いただきましたことですが、結果的に今後配慮していくという、特に県平均値を目標に頑張るとおっしゃいました。ありがとうございます。

どうしても、私個人の見方かもしれませんが、庁舎の中に入ってくると、元気がないんですね、職員の皆さんに。この元気のなさの一つは、どうも給料が安いんじゃないかという気がするときがあります。ですから、私も四十何年も公務員をやってきました、給与、ボーナス等については非常に敏感な人生を送ってきましたが、やっぱり民間に比べて非常に安いという中で、これやれあれやれとわあわあ言われて、なかなか元気が出なんだものですが、こういった状況の中で、わずか1,500円から400円ですか、わずかでございますけれども、上げていただくということに関しては大賛成でございます。今後ともますますよい方向に向くように、私はお祈りしております。

それから、今、参事さんの特別職の件についてでございますが、ちょっと私も、大平議員も申されたんですが、今、私の報酬が高いとか安いとか、多

いとか少ないとか、上げよとか下げよとか、そういう観点で発言をしておるわけではございませんので、あくまでも誤解のないようにお断りをさせていただきますが、この審議会で報酬額あるいは給料の額、それを審議するかどうか、町長さんがお諮りになるということで、それ以外、期末手当については知らないよというルールに関しては十二分に把握しております。質問の中にもそのように述べさせていただきました。

ただ、一般職員の関係につきましては、町に審査する機関がないものから、やむを得ず人事院勧告を参考にするんですが、そのときには給料本体もよくよく吟味してベースを決めておるんです。それに何%という手当を上乗せするかどうかという議論もまた別にしておるんですね。

ただ、報酬に関しましては、もとを決めるという審議会の第三者の目で確認する組織があるわけですね。それをほっぽり出しておいて、人勧が何%手当を上積みするので、それに右に倣えでやりますよというて安直に決めていただいて、私ちっともうれしくないんです、そんなの。それでいいのと言いたいんです、逆に。

だから、もともとのベースになる額をないがしろにしておいて、勝手に手当だけ人勧に倣ってやりましょうというルールそのものが、私は何か違和感があるということでございまして、機会があるごとにこの審議会にお諮りいただいて、そして第三者の目を見て、これは妥当だなあという確認をしていた方がいいが、よりよいのではないかという御提言でございます。

だから、何も本体の額を直接お諮りになるということじゃないんですけれども、こういう機会はやっぱり審議会を開いていただいて、それにお諮りいただくのがいいのかなあというふうに思います。

御答弁の中に、今後定期的にやりますよという参事さんのお答えでしたが、定期的というのは、例えば10年に1遍なのか、5年に1遍なのかというインターバルの問題もありますし、お諮りになる内容の重みもありますので、そういうところをちょっと最終的に確認をさせていただいて、お答えいただければありがたいなと思っております。

議 長 答弁は。

5 番 いただきたいと思えます。

議 長 参事 岡田武史君。

参事 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、定期的開催ということで御答弁をさせていただきました。

国では、人事院の勧告を受け、最終的に閣議で決定がされております。時期的には11月ぐらいが多いかと思っております。

今後は、このタイミングで年1回は開催をさせていただきたいと思っております。そこで、第三者の方に、また動静等も御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございます。

ぜひともお願いをしたいということでございますが、過日も私ある人からこんなお話を伺いました。

あんたらみたいな年金暮らしで議員をやるというのもいかなので、もっと若返りを図らないかと。若い人の意見も聞いて、若い人の立場もつくってやるには、報酬を上げて、それで生活をできるぐらいの額にしないかんよというようなお話がありましたけれども、私はそのときに、そんな行政改革をやっておる、あるいは議会改革を一生懸命考えておる中で、そんな報酬を上げるなんていう話をとてもできませんよとって笑っておりましたが、こういうお考えの方は、やっぱりほかにもお見えなんですね。

私何が言いたいかというと、定期的な審議会にかけられて、その時宜に合った御判断をいつもしていただければ、何もこんな意見は出んと思いませんね。

ですから、そういった意味でも、今答弁いただいたとおり、11月時期に合わせて、必ずしもとは言いませんけど、できる限り毎年そういうインターバルで御審議をいただいたほうが、私は執行部の皆さんにとってもいいでしょうし、町長さんだって自分の給料を自分で決めるというようなことになりますので、そういった意味でも第三者の評価というのが、それは大事なことだと思います。人事院勧告の評価と一緒に、そういったものもあわせて検証していただくというのを強くお願いをして、終わりたいと思います。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会と総務産建常任委員会の報告を求めます。
古澤榮一君。

8 番 それでは、議会改革特別委員会並びに総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記 1. 日時、平成28年12月6日火曜日、午前11時20分から。

2. 出席者、委員全員、議会議務局長。

3. 事件及び審査の結果。

5月に開催した議会報告会でいただいた質問・意見等に対する回答を、来月2月発行の議会だよりに掲載する内容について協議をいたしました。また、今回12月の定例議会から、議会定例会の議事録を町のホームページに公開していくことを決定いたしました。

4. 少数意見の留保の有無はございませんでした。

その他、なしでございます。

続きまして、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記 1. 日時、平成28年12月8日木曜日、午後1時30分から。

2. 出席者、委員全員及び関係執行部全員。

3. 付託事件及び審査の結果。

まず条例関係につきましては、議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定、議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定、議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定、議第45号 安八町常勤の

特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定、議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定、議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、補正予算につきましては、議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）、議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上を審査いたしました結果、当委員会として全て原案どおり承認いたしました。

4. 少数意見の留保はございません。

その他でございますが、本定例会の最終日、12月15日に追加予定議案の、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）並びに安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明を受けました。

なお、現地視察といたしましては、安八町中地内に企業誘致し、先月18日に竣工しましたオーデリカファクトリー安八の工場を視察いたしました。以上。

議長 続きまして、スマートインターチェンジ建設促進特別委員長 渡邊明博君。10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を行います。

安八町議会議長 山中美恵子様。

当委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時といたしまして、平成28年12月6日火曜日、午後1時30分から行い、出席者といたしましては、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果ですが、議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）について審査をいたしました。

審査の結果は、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他として、名神に今工事を行っておりますスマートインターチェンジの視察を行いました。このインターチェンジについては、県民の皆さんも大

変どうなっているかというようなことですが、議員我々も初めて視察をさせていただきます。

当然、工事の進捗状況について説明をいただきましたが、非常におくれていると。原因は、軟弱地盤で、再検査をして、今まで名神が自然沈下したようなことを防ぐために、工法、いろんなところを検討された結果をネクスコの所長より説明をいただきました。

また、工事の進捗状況につきましては、今現在の結果は、基礎の鋼管がほとんど打ち終わったという説明を受けました。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 民生文教委員長 碓井昭夫君。

2 番 過日行われました民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。民生文教常任委員会委員長 碓井昭夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時でございますけれども、28年12月7日、午後1時30分から。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。

私どもに付託されました事件並びに審査の結果でございますけれども、議第47号 安八町教育振興基金条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）並びに議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上を審査しました結果、当委員会として全て原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無はございません。

その他としまして、現地視察として、保育園の関係で、垂井町における保育園の統廃合について、垂井東こども園を視察させていただきました。垂井町幼保一元化計画の説明を受けたところでございます。

以上、報告といたします。

議長 以上で委員会報告を終わります。

これをもってお昼前の審議は終わり、お昼の休憩といたしたいと思っております。

再開は1時15分、議場にお集まりください。お願いいたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第4、議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

議長 日程第6、議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第45号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第47号 安八町教育振興基金条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第
1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第52号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について。

安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

平成28年12月15日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例の改正を行うものであります。

1枚めくっていただきまして、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をいたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

国の法律改正をいたしました概要書でございます。

この改正につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるための改正が行われましたものでございます。(1)から(5)の内容がございますうち、本条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、(1)育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、(2)介護休業の分割取得、(3)介護のための所定労働時間短縮措置で改正する必要が生じてまいりました。これらの方法に基づき、以後2ページから7ページの新旧対照表にございますように改正を行うものでございます。

本文17ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第53号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月15日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例の改正を行うものであります。

1枚めくっていただきまして、安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

この条例におきましても、法律の改正に伴い、改正を行うものでございます。

本職員の育児休業等時に関する条例に関しましては、こちらの概要表の（1）育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、（3）介護のための所定労働時間短縮措置、（4）介護休業の申し出をすることができる非常勤職員の要件の見直しが行われました。これに伴い、改正を行うものでございます。8ページから12ページまでの間、それに伴う改正の条例、新旧対照表でございます。

本文23ページのほうをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第54号 意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提案説明を求めます。

提出者、岩田讓治君。

7 番 この請願につきましては、県の町村議長会で御協議がされ、各町村へ意見書の提出をお願いするものでございます。

当時、私も県の副会長ということで、会長さんの服田さんといろいろこれにつきまして議論をいたしました。各部長さんにおきましては、これから申し上げます請願の意見書の内容が大変危惧されるということで、ぜひともこの意見書を提出いただきたいという運びになったものでございます。

ただいまから発案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

発案書。議第54号 意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

平成28年12月15日提出。提出者、安八町議会議員 岩田讓治。賛成者、安八町議会議員 古澤榮一、大平文雄、安井忠。安八町議会議長 山中美恵子様。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先といたしましては、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣官房長官 菅義偉様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 高市早苗様、厚生労働大臣 塩崎恭久様。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号 意見書第1号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって平成28年第4回安八町議会定例会を閉会とします。御苦労さ

んでございました。

(閉会時間 午後1時35分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月15日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 小 川 文 雄

議 員 大 平 文 雄